

岐阜県公報

第千九百三十五号
平成二十年四月四日
(金曜日)

目次

告示

- 有害興行の指定 (男女参画青少年課) 二四六^{ページ}
- 道路の区域変更 (道路維持課) 二四六
- 道路の供用開始 (同) 二四七

選挙管理委員会告示

- 訂正届が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表 (選挙管理委員会) 二四九

公示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 二五〇
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同) 二五〇
- 落札者等に関する公示 (医療整備課) 二五一
- 大規模小売店舗の変更に係る件 (商業流通課) 二五一
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (同) 二五二
- 飼料の試験結果 (畜産課) 二五二
- 県営土地改良事業計画の決定 (農地計画課) 二五四
- 県営土地改良事業の変更計画の決定 (同) 二五五
- 県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等 (同) 二五五
- 土地改良事業の施行の適当の決定 (同) 二五六
- 土地改良事業計画の変更同意 (同) 二五六
- 土地改良事業の工事の完了 (同) 二五六
- 基本測量の終了 (用地課) 二五六

- 羽島都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 二五六
- 指定自立支援医療機関の指定 (身体障害者更生相談所) 二五七
- 指定自立支援医療機関の変更届出 (同) 二五七
- 指定自立支援医療機関の指定辞退 (同) 二五八
- 土地改良区の定款の変更認可 (西濃農林事務所) 二五八

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十年四月四日

告示

岐阜県告示第二百七十五号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名
映画	世界で一番美しい夜		フジテレビ・フイルム
	新・監禁逃亡 死の殺		新東宝映画
	一輪の薔薇		オーピー映画
	セクハラ洗礼 乱れ喰い		オーピー映画
	マダム@便所 恥ずかしい瞬間		オーピー映画
	レスビアン独身寮 密室あり		新日本映画
	人妻ひざ枕 奥までほじって		オーピー映画
	屋敷女		トルネード・フィルム
	イースタン・プロミス		日活
	暴力サークル		エスピーオー
新日本映像ニュース 〈レスビアン独身寮 密室あり〉	Mr. プルックス ～完璧なる殺人鬼～		プレジデント
			新日本映像

2 指定年月日

平成20年4月3日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成

を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第二百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	多治見線 白川線	加茂郡八百津町伊岐津志字坂下二七九二番四地先から 同郡同町同番三二地先まで	前	二・五 一・六・七	一四・五	
			後	二・七 一・七・〇	一四・五	

岐阜県告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

県道	七富加線	田同郡同町同字欄	後	前
		加茂郡富加町加治田字井ノ上三三三番一地从先から	九・四 二・二	二六・〇
		同郡同町同字欄田二〇五番一地从先まで	九・六 三・四	二六・〇

岐阜県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	七富加線	同郡同町同字欄	後	前	別前変区域 後更	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		加茂郡富加町加治田字長樋四二八三番一地从先から	二・七 三・八	一三・三				
		同郡同町同字欄長樋四三〇二番一地从先まで	三・〇 二四・六	一三・三				

岐阜県告示第二百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	篠原線	同郡同町同字欄	後	前	別前変区域 後更	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		加茂郡八百津町南戸字湯谷二二八五番五地从先から	四・九 八・九	二五・八				
		同郡同町同字欄一二六八番一地从先まで	八・九 三・六	二五・八				

岐阜県告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	多治見線	同郡同町同字欄	平成 二〇・四・四	平成 二〇・四・四	備 考
		加茂郡八百津町伊岐津志字坂下二七九二番四地从先から	一四・五		
		同郡同町同字欄二七三二番三二地从先まで			

岐阜県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の決定又は 変更の公告 の年月日)
七富 加 宗線	加茂郡富加町加治田字井ノ上 三三四三番一地从先から 同郡同町同字棚田二 〇五番一地从先まで			二六・〇	平成 二〇・四・四	平成 二〇・四・四

岐阜県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の決定又は 変更の公告 の年月日)
七富 加 宗線	加茂郡富加町加治田字長樋四 二八三番一地从先から 同郡同町同字上長樋 四三〇二番一地从先まで			一三・三	平成 二〇・四・四	平成 二〇・四・四

岐阜県告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の決定又は 変更の公告 の年月日)
八幡 原 津 線	加茂郡八百津町南戸字湯谷一 二八五番五地从先から 同郡同町同字同一 二六八番一地从先まで			二五・八	平成 二〇・四・四	平成 二〇・四・四

岐阜県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の決定又は 変更の公告 の年月日)

県道			
中野方線 七宗線	加茂郡八百津町潮見字宮袖九 一番七地先から 同郡同町同字同九 一番二地先まで	四九・〇	平成 二〇・四・四 平成 一九・二・六

岐阜県告示第二百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
		下呂市火打字ランジ一九二六番の一地先から 同市同字同 一八七〇番の一地先まで	前 後	一〇・〇 二四・〇 一〇・〇 二・〇	九〇・〇 九〇・〇	
		下呂市火打字ランジ一八七〇番の一地先から 同市同字同 二二一番地先まで	前 後	三・〇 七・〇 一〇・〇 三・〇 一〇・〇 三・五	一九・〇 一六・〇 一六・〇	BA及び関係図面に示す敷地の区分を

野田聖子後援会連合会本荘支部に係る収支報告書（平成十八年分）中

野田聖子後援会連合会本荘	H19. 3.27	313,726	77,226	236,500	213,315	100,411	0	0	0	0	236,500	236,500	0	236,500	0	0	0	を
--------------	-----------	---------	--------	---------	---------	---------	---	---	---	---	---------	---------	---	---------	---	---	---	---

県道	門和佐線 瀬戸線	下呂市火打字色二二一番地先から 同市同字同 二二九番地先まで	後 前	三・〇 二六・〇 一三・〇 二四・〇	五五・〇 五五・〇	
		下呂市火打字色二二九番地先から 同市同字同 一三八番地先まで	後 前	三・〇 三・〇 三・〇 三・〇	六二・〇 六二・〇 六四・〇 六二・〇	
		下呂市火打字色二三八番地先から 同市同字同 一七番地先まで	後 前	三・〇 三・〇 三・〇 三・〇	九九・〇 九九・〇	
						BA及び関係図面に示す敷地の区分を

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により提出のあった政治団体の収支報告書について、訂正届があつたので、次のとおりその要旨を公表する。

平成二十年四月四日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

改める。

野田聖子後援会連合会 本 部	H19. 3.27	313,726	77,226	236,500	133,315	180,411	0	0	0	0	236,500	236,500	0	236,500	0	0	0
野田聖子後援会連合会 本 部	0	0	0	0	0	213,315	0	0	0	0	0	0	0	0	213,315	0	0
野田聖子後援会連合会 本 部	0	0	0	0	0	133,315	0	0	0	0	0	0	0	0	133,315	0	0

公 示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年三月十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜ダルク

三 代 表 者 の 氏 名 由井 滋

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長住町七丁目三番地

五 定款に記載された目的 この法人は、薬物依存症者に、身体的・精神的援助を提供することによって、薬物依存症からの回復と自立支援を行うと共に、地域の人々に対し、薬物依存症に関する普及啓発事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年三月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ヒューマンマネジメントサポーターセンター

三 代 表 者 の 氏 名 長屋 小夜子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市西鶉一丁目五二番地(株)エイチエムエス内

五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民やボランティアと連携を深めながら、地域の歴史文化施設の保全、中小河川の環境保全、生活道路の不安全事象の排除、公共施設の効果的活用の提案及びNPO団体との相互支援等に関する事業を行い、

より良い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年三月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人たかすみスポーツクラブ
- 三代 表 者 の 氏 名 岡田 治雄
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県山県市高木一六七五番地
- 五 定款に記載された目的 本法人は、「いつでも、どこでも、だれもが、いつまでも気軽にスポーツ・文化活動に参加できる環境づくり」を活動理念として、地域住民に対してスポーツ活動及び文化の振興に関する事業を行い、青少年の健全育成と多世代交流を図るとともに「スポーツ・文化のまちづくり」に寄与することを目的とする。

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 三次元デジタル式歯科用頭頸部X線断層撮影装置 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成19年12月28日

4 落札者を決定した日 平成20年2月15日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市玉宮町1丁目11番地 井上建設株式会社

代表取締役 古村弘正

6 落札金額 38,010,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

- (1) 部署の名称 岐阜県総合医療センター事務局総務課用度担当
- (2) 所 在 地 岐阜市野一色4丁目6番1号

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年四月四日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年三月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

多治見駅前ビル株式会社

三 建物の名称及び所在地

多治見駅前ビル

岐阜県多治見市本町一丁目二番地

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

(変更前) 株式会社三河屋 外一九者

(変更後) 株式会社三河屋 外一六者

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社三河屋 代表取締役 佐藤 壯

(変更後) 株式会社三河屋 代表取締役 佐藤 伸宏

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 株式会社三河屋 愛知県小牧市大字間々原新田下新池九八七番地

(変更後) 株式会社三河屋 愛知県小牧市大字小牧原新田二〇〇四番地の一

(変更前) フランスベッド販売株式会社 東京都新宿区百人町一丁目二一番五号

(変更後) フランスベッド販売株式会社 東京都新宿区百人町一丁目二五番一号

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年四月四日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年三月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

多治見駅前ビル株式会社

三 建物の名称及び所在地

多治見駅前ビル

岐阜県多治見市本町一丁目二番地

四 変更しようとする事項

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社三河屋 午前九時から午後十時(年間六十日は午前八時から午後十時)

(変更後) 株式会社三河屋 二十四時間

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年四月四日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

三洋堂書店新関店

関市小瀬字東長池二六六〇 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

○飼料の試験結果

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成十九年十月に収去された飼料の試験の結果の概要を公表する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

収去番号	製造事業場等 の名称及び地 所の所在	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年(月)	分 析			結 果			の 概 要					
					粗たん 白質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシ ウム %	りん %	揮発性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペジ ン消化 率 %	T D N %	M E Kcal	その他 検査 内容
21	全国酪農飼料 株式会社東海 工場 愛知県碧南市 玉津浦町2番 地の8	恵那市長島町 永田4438-4 飼料流通セン ター	こだわり肥育後期 ハーブP	19.10	13.1	3.3	3.7	4.2	0.70	0.56						
22	同上	同上	ぎふ75	19.10	17.4	3.8	4.7	4.5	0.73	0.70						
23	同上	同上	こだわりサブリ	19.09	21.1	9.2	3.7	5.5	0.96	0.83						
24	ジェイエイ東 海くみあい飼 料株式会社知 多工場 愛知県多 市北浜町16番地	高山市国府町 ジェイエイ東 海くみあい飼 料国府中継基 地	くみあい混合飼料 IPハイコーシブ レークアルファ	19.09	11.6	3.3	5.2	2.6	0.17	0.49						
25	同上	同上	くみあい配合飼料 IP肉牛肥育用きわ み	19.10	12.0	2.6	6.7	3.3	0.21	0.51						
26	同上	同上	くみあい配合飼料 新ひだっこG	19.10	16.3	2.6	7.3	5.6	1.04	0.60						
27	同上	同上	くみあい配合飼料 ほいくの健ちゃん	19.10	18.4	3.9	4.2	4.7	0.82	0.69						
28	中部飼料株式 会社本社工場 愛知県知多市 北浜町14番地 6	高山市間屋町 57 高山米穀畜産 部	ヤル中印若令牛育 成用配合飼料αグ ローア	19.10	15.9	3.0	6.4	5.8	0.92	0.68						
29	同上	同上	ヤル中印若令牛育 成用及び肉用牛繁 殖用及び乳肉牛用 配合飼料きらめき RM腹づくり	19.10	17.7	3.9	7.9	6.3	0.64	0.74						
30	同上	同上	ヤル中印肉牛用配 合飼料きらめき仕 上	19.10	13.4	5.3	5.3	3.3	0.23	0.70						

31	日本農産工業株式会社知多工場 愛知県知多市北浜町13番地3	高山市山口町東海北陸ノーサン商务高山市トックポイスト	ノーサン印肉豚肥育用配合飼料肉豚ペレット	19.08	15.5	4.3	3.0	4.4	0.78	0.70								
32	同上	同上	ノーサン印種豚飼育用配合飼料ブリードS	19.09	15.7	2.8	3.3	4.6	0.80	0.72								
33	清水港飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市東深芝4番8	高山市丹生川町町方190番地大野運輸株式会社	オールインフン 和牛繁殖	19.10	15.1	2.6	7.1	7.0	1.31	0.63								
34	同上	同上	オールインフン前期	19.10	14.9	2.6	6.3	6.7	1.39	0.65								
35	同上	同上	オールインフン育成16	19.10	18.3	2.2	5.8	6.0	1.20	0.61								
36	協同飼料株式会社名古屋工場 愛知県名古屋港区船見町19	高山市丹生川町石地丹生川ストックポイスト	協同飼料 ナンバーワン	19.10	16.9	3.2	5.7	4.8	0.63	0.85								
37	同上	同上	NRフオー	19.10	10.8	3.4	4.8	2.4	0.27	0.45								
38	同上	同上	ロイヤルフオー	19.10	10.8	3.4	4.9	2.4	0.20	0.46								
39	同上	同上	ノーサン印肉用牛肥育用配合飼料ひだサンフレビュー	19.10	11.1	3.4	4.7	2.6	0.22	0.44								
40	株式会社毛利産業 岐阜県海津市海津町秋江字江東2350番地1	安八郡輪之内町四郷五反田2728-1 株式会社毛利産業	グラソフアイードI	19.09	17.5	4.3	6.5	5.6	0.21	0.96								

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の

県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
柳 瀬 地 区	神戸町役場、大垣市役所、瑞穂市役所	平成二〇・五・四から 二〇・五・七まで

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
白 川 地 区	白川村役場	平成二〇・五・四から 二〇・五・七まで

○県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
中 須 川 地 区	安八町役場、輪之内町役場、大垣市役所	平成二〇・五・四から 二〇・五・七まで

○県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
明 智 地 区	恵那市役所明智揭示場	平成二〇・五・四から 二〇・五・七まで

○県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第四項の規定により、次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を中津川市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
恵 北 地 区	中津川市役所	平成二〇・五・四から 二〇・五・七まで

○土地改良事業の施行の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
大野町	松山地区	大野町役場	平成二〇・四・四から 同 五・七まで

○土地改良事業計画の変更同意

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において読み替えて準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更に同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	同意年月日
下呂市	久津地区	平成二〇・三・二四

○土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営畑地帯総合整備事業	関田原地区	平成二〇・三・二〇

○基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査のための水準測量）

三 作業期間

平成十九年九月十四日から

同 二十年二月二十九日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び安八郡安八町

○羽島都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

羽島都市計画公園の変更

六・四・一号 羽島市運動公園

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び羽島市建設部都市計画課

○指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 月 日 定
たんぼば薬局羽島店	羽島市新生町三十二六四一四	育成・更生	平成 二〇・四・一
キマタ薬局	瑞浪市上平町四一九一	同	同
ピノキオ薬局那加店	各務原市那加西野町二三〇一	同	同
スギヤマ調剤薬局羽島市民病院前店	羽島市竹鼻町狐穴字東百石三四二四一	同	同
スギヤマ薬局滝呂店	多治見市滝呂町六一二七	同	同
スギヤマ薬局土岐店	土岐市土岐口中町四一七八一	同	同
スギヤマ薬局羽島店	羽島市竹鼻町狐穴小堤一〇六〇一	同	同

アイセイ薬局揖斐川店

揖斐郡揖斐川町三輪一〇五

同

同

日本調剤三輪薬局

揖斐郡揖斐川町三輪字中新田二四三八一

同

同

スギ薬局羽島正木店

羽島市正木町大字曲利一〇六八

同

同

さつき薬局

大垣市世安町二一六八一三

同

同

ささゆり薬局宝町店

多治見市宝町二一三二一

同

同

マイはーと薬局

羽島市竹鼻町飯柄二一〇一

同

同

(指定訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 月 日 定
くわのみ訪問看護ステーション	恵那市岩村町飯羽間一六一九	育成・更正	平成 二〇・四・一
かみやばぎ訪問看護ステーション	恵那市上矢作町三二〇七八	同	同

○指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 月 日 更
K薬局	下呂市森二五六七四	育成・更生	平成 二〇・三・一

○指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
スギヤマ薬局滝呂店	多治見市滝呂町六一二七	育成・更生	平成 三〇・三・三〇
スギヤマ薬局土岐店	土岐市土岐口中町四一七八一	同	同
スギヤマ薬局羽島店	羽島市竹鼻町狐穴小堤一〇六〇 一	同	同
はーと薬局羽島店	羽島市竹鼻町飯柄二一〇一	同	平成 三〇・三・三

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養老町上多度東部土地改良区	平成二〇・三・二六

平成二十年四月四日印刷
平成二十年四月四日発行

発 行 者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発 行 所 岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）